

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条の規定に基づく市道認定に関して、認定の公平性とその円滑な事務処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 市道に認定する道路は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 起点、終点が車両通行可能な法第3条で規定する道路に接続していること。
- (2) 幅員4メートル以上(側溝を含む。)であること。
- (3) 原則として、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める基準を満たしていること。

(認定の特例)

第3条 次の各号のいずれかに該当する道路については、前条の規定にかかわらず、市道として認定することができる。

- (1) 市の設置した公共施設に連絡するもの。
- (2) 国又は県に属する財産を市が貸与又は譲与を受けるもの。
- (3) 国又は県若しくは市等の公共事業により必要とするもの。
- (4) 自転車若しくは歩行者のみ又は自転車歩行者道として築造されたもの。
- (5) 地域の交通上欠くことのできない道路であって、市長が特に認定を必要とするもの。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。